

事 務 連 絡

令和2年10月30日

都道府県・指定都市教育委員会
総務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

市町村委員会の内申に係る事務の委任等について

令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第38条に定める県費負担教職員の任免その他の進退に係る市町村委員会の都道府県委員会への内申に係る事務を教育長に委任または専決等のいわゆる内部委任することの可否について明確化することを求める提案がありました（別添参照）。

上記提案が提出されたことを踏まえ、その取扱いについて、下記のとおり周知します。

都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対しても周知いただきますようお願いいたします。

記

法第38条に定める市町村委員会の内申に係る事務は、法第25条第2項第4号に定める「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること」に該当することから、教育長に委任することはできない。なお、専決等のいわゆる内部委任を行うことについては、教育長に委任することができない事務を明確化した同項の規定の趣旨を踏まえ、各教育委員会の権限と責任において適切に判断いただきたい。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課地方教育行政係

TEL：03-5253-4111（内線4678）

E-mail：iinkai@mext.go.jp

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

71

提案区分

A 権限移譲

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

教職員の人事について、教育委員会の権限を教育長に一部委譲

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の「市町村教育委員会の内申」に係る事務を、教育長へ委任(内部委任)することができるかどうかを通知等により明確化する。

具体的な支障事例

教育委員会の職務権限について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条(教育委員会の職務権限)第1項第3号に「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」と規定されている。また、同法第25条第1項の規定により、その権限に属する部分の一部を教育長へ委任することができるが、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」とについては、同条第2項第4号の規定により教育長へ委任することはできない。

県費負担教職員の人事異動については、同法第38条の「都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする」との規定から、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会が「任免その他の進退」を行うために、内申を行わなくてはならないが、この内申に係る事務が同法第21条第1項第3号の規定により教育長へ委任、もしくは内部委任することができるかどうかは法律上定かでない。内申を教育委員会の議決を経て行う場合、非効率な事例が発生する。

例えば、県費負担教職員が地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、その「任免その他の進退」を行うため、市町村教育委員会の議決を経て、都道府県教育委員会へ内申し、その後、更に都道府県教育委員会の議決により、「任免その他の進退」が行われている。例えば、他の市町村から人事異動により転入してきた県費負担教職員が、異動前の市町村で地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、異動後の市町村が、同法第43条による服務の監督を行うことから、その「任免その他の進退」を行う内申について、異動後の市町村教育委員会の議決を経ている。異動前の他市町村で発生した違反を、異動後の市町村教育委員会において議論することは妥当性に欠け、審議が困難であり、非効率な事例が発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

内申に係る事務を教育委員会による議決を経ずに行うことができることが明らかになることにより、非効率な手続きを省略し、教育委員会の効率的な組織運営が図られる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項第4号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、新城市、松江市

—

各府省からの第1次回答

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第25条第2項第4号において、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事務は教育長に委任できない旨規定されている。地教行法第38条に定める市町村教育委員会が行う内申は、県費負担教職員の任免その他の進退に関わることから、「任免その他人事に関する事務」に該当する。

したがって、市町村教育委員会が行う内申について教育長に委任することはできない。ただし、第25条第2項は、いわゆる内部委任まで禁止するものではない。

なお、異動前の市町村における服務違反に係る異動後の市町村教育委員会の内申については、現服務監督権者である市町村教育委員会の権限と責任において実施されるものであることから、異動前の市町村教育委員会と十分情報を共有し、適切に対応いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地教行法第38条に定める市町村教育委員会が行う内申は、同法第25条第2項第4号の「任免その他人事に関する事務」に該当するため、教育長に委任することはできないこととされているなかで、この規定からいわゆる内部委任（代決や専決）まで禁止するものではないと法解釈することは困難であることから、この旨通知等により明確に示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

提案団体の見解を踏まえ、本件の周知について検討しているところ。